

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記 現在の事業を継続する。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び計 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却減価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法及び定率法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－・・・計上しない
 - ・賞与引当金－・・・計上しない

(4) 棚卸し資産の評価について

- 1 製品又は仕掛品以外の棚卸資産については、購入代価に購入直接費（引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他の引取費用）を加算した額。
製品又は仕掛品の取得価額は、一般に公正妥当と認められた原価計算の基準に基づいた方法によって算定する。
- 3 棚卸資産は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- 4 棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって評価する

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設等職員退職手当共済制加入

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では事業区分が社会福祉事業のみであるため、作成をしていない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では拠点が1つであるため、作成をしていない。
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 平川障害福祉サービス事業拠点（社会福祉事業）
「法人本部」
「就労継続支援B型事業所さやか工房」
「共同生活援助事業所さやかホーム」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	30,160,000	9,000,000	0	39,160,000
建物	33,330,157	2,000,000	2,771,390	32,558,767
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	73,490,157	11,000,000	2,771,390	81,718,767

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位 円）

		取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	基本財産	55,348,066	22,789,299	32,558,767
建物	その他の固定資産	8,700,000	8,699,999	1
建物附属設備		4,109,432	3,718,591	390,841
構築物		1,187,258	939,766	247,492
車両運搬具		7,547,020	6,781,699	765,321
備品		1,767,838	1,689,018	78,820
合計		78,659,614	44,618,372	34,041,242

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし